

政策資料

No.226

《復刊121号》
1985年7月1日

巻頭言 森井忠良 1 資料

特集

●情報公開法案について

提案趣旨説明及び要綱 2

- 自民党の「政策的減税について」に対する見解 7
- 指紋押捺制度に関する申し入れ及び談話 9
- 臨時教育審議会に対する申し入れ 15
- 参議院社労委における男女雇用機会均等法案の採決について（談話） 17
- 「労働者派遣」二法案の問題点と闘いの結果について 18
- 衆議院本会議決議 22
- 衆議院社会労働委員会決議 23
- 衆議院外務委員会決議 23
- 第102回国会、日本社会党提出議案 24

日本社会党政策審議会

言頭巻



戦争犠牲者への

国家補償を急げ

森井忠良

政策審議会副会長

均六十歳を越えている。そのうえ、放射能を多量に受けて加齢現象は著しい。私は援護法案の提案理由説明の中で「被爆者にとつて、もう五十年はない。国家補償を急げ」と強調した。

しかし政府自民党は①国との雇用関係、特別権力関係がなかった。

援護法案、また

自民が反対

そのほか、空襲で家や、肉親をなくした人も放置できない。

党はこれら戦争犠牲者の救済に、今日まで全力をあげてきた。

旧満州開拓青年義勇軍(隊)、旧警防団、医療従事者、動員学徒など、党の力で国家補償の枠組にいられたものは多い。しかし、自民党

政府の拒否によつて、例挙したよう未解決なものも多く、戦後直

ちに戦争犠牲者の援護法制をつくった西ドイツとは、えらい違いである。節目の年に当り、改めて問題解決のため、いつそう努力することを先づ明らかにしておきたい。

例えば軍人恩給欠格者といわれる人達、軍歴は共済年金には通算されるが、厚生年金には、なぜ通算しないのか、と疑問をもつ国民も多い。あたら青春時代を棒に振り、ソ連に抑留されて国家賠償の肩代りをされた人々も氣の毒だ。

今年は敗戦後四十周年になる。そして原爆投下後四十周年でもある。しかし、戦争犠牲者の救済は、まだ終つてはいない。その意味では、まだ「戦後」は終つてない、というべきであろう。それぞれの立場から、国家補償の要求が出されているが、いちいち、もつともだ、と考えられる。

さて、これら戦争犠牲者の援護法の制定については、特に激しく運動なのである。

残念ながら被爆四十周年の今国会でも、自民党の反対によつて、全野党提出の被爆者援護法案は廃

案となつた。

被爆者の老齢化は進み、既に平

均六十歳を越えている。そのうえ、放射能を多量に受けて加齢現象は著しい。私は援護法案の提案理由説明の中で「被爆者にとつて、もう五十年はない。国家補償を急げ」と強調した。

この理屈は、既にわれわれが論破したと思つてはいる。旧国家総動員法に象徴される戦時法制で、全

国民を軍の統括下においたこと、一般戦災者が援護を要求すれば、

「原爆との均衡がとれない」と断わる理由としていることなど、もう相手は逃げられなくなつてゐる。

わが党は参議院には戦時災害援護法を提出し、当面は生命、健康の被害にしぼつて、国家補償を求めてゐる。要は自民党内閣が、戦

争責任を認めず、被害の受忍を国民に強要し、そのうえ、軍事費だけ増大せよ、とするに最大の罪があるのだ。

(もりいちゅうりょう・衆議院議員)

特集

情報公開法案について

日本社会党

提案趣旨説明

情報公開法案について、その提案の理由および要旨をご説明申し上げます。

ロッキード汚職が争点とされた一九七六年の総選挙に際して、社会党は政治腐敗防止対策の重要な一環として、国民の知る権利を最大限に尊重するために情報公開制度を確立すべきことを、いち早く主張したのであります。その後七九年に要綱を発表して以来検討をすすめ、八一年には成案を得て国会に上程いたしましたが、今回、事情の変化にかんがみ、所要の修正を加えた上で、新たに提案するものであります。

一連の航空機汚職は、司法の場を通じて徐々にその真相が明らかになってきておりましたが、国民が自らの手で直接、その核心に迫

ることができないため、議会政治に対する国民の信頼は失われ、民主主義の危機を招いております。また公害・薬害等により国民の生命、健康は脅かされ、傷つけられてきましたが、これらは政府・官僚機構による情報の不当な操作や秘匿が根本的な原因となっていることは論をまたないのであります。

憲法の国民主権の理念が正しく生かされるためには、国民が公的な情報をつねに正確に把握していかなければなりません。ところが現実には、政府や地方自治体などの情報は公務員の守秘義務によって非公開とされ、また国民に情報を作らせないことによりその特権的地位を確保しようとするわが国官僚の体質も大きな原因となつて國民の知る権利は不正に侵害されております。

公的情報はもともと国民の共有財産であるとの立場から、これを公開することこそ國民

に奉仕する政府の当然の責務であります。情報が公開されることにより行政は国民のためにものとなり得るのであり、情報の公開なくしてわが国に眞の民主主義の実現はあり得ない 것입니다。

右の理由により本法律案を提出したのであります。

次に本法律案の要旨を申し上げます。

第一は目的であります。

日本国憲法の理念に基づき、国・地方公共団体等の行政に関する情報についての知る権利を保障するため、国、地方公共団体等の公文書の公開の責務ならびに公文書の閲覧および謄写をする権利を明らかにし、行政の公正な運営に寄与することを目的といたします。

第二は公文書の定義であります。

国、地方公共団体等が所持し、または保管している文書、図画、写真及びマイクロフィ

ルム、録音テープ、コンピューターによる自動データ処理のための採録物その他の採録物で当該機関が持つすべての情報を含むこととなります。

第三は公文書を公開する責務および情報の提供についてあります。

国、地方公共団体等は、国民、住民等の要求に応じて公文書を公開することのみでなく、すんで情報を積極的に提供するよう努めるべきことといたします。

さらにこのことを具体的にするために、国等の機関の長は、当該機関の公文書の目録簿を備えること、公文書の閲覧又は贈写に関する事務を処理するための機構を整備することと、公文書の公開状況につき毎年公表することと、当該機関の事務又は業務に関する記録を文書等により作成すること、公文書を一定の基準で保管すること、事務又は業務の執行状況について一般に公表すること、等を規定いたします。

また、請求された情報を国等が持つていな

い場合であっても、本来国等が行政上当然持つべき情報であるときは、国等は調査の上文書等を作成して提供するべきものと考えて立案しております。

第四は公文書公開の権利であります。

何人も、国等の公文書を閲覧し、かつ贈写する権利を有することといたします。

第五は非公開とができる公文書についてであります。

本法律案は国等の機関が持つ公文書について原則的に公開とする趣旨であります。が、例外的にやむを得ない事項については非公開を容認しております。

その一は、わが国の安全または外交に関する事項について「閲覧又は贈写させることにより、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれがある」と明白に認められるもの」であります。たゞしこれに該当する公文書であつても十五年を経過したものはすべて公開することといたします。

その二は、個人のプライバシーに関する事項であります。しかし、公務員または公務員であつた者に係る事項は、公益上必要ある場合は公開することといたします。

また、個人のプライバシーに関する事項であつても、当該事項に係る個人が公開を請求した場合又は公開を承諾した場合には、当該事項を公開することといたします。

第七は公文書の訂正についてであります。閲覧し、または贈写した公文書の自己に関する事項に誤りを発見した者は、その訂正を請求できること、また国等の機関の長は請求に応じて訂正することといたします。

第八は、公文書の目録簿についてであります。国等の機関の長は、当該機関に係る公文書の目録簿を備えなければならないものとします。

第六は公文書の公開請求についてであります。その他若干の事項につき非公開を認めますが、公益上の必要その他の事由がある場合はその文書を公開することといたします。

第六は公文書の公開請求についてであります。国等の機関の長は、公文書の自己に関する事項で、国等の機関に係る公文書の目録簿を備えなければならないものとします。

第七は公文書の訂正についてであります。閲覧し、または贈写した公文書の自己に関する事項に誤りを発見した者は、その訂正を請求できること、また国等の機関の長は請求に応じて訂正することといたします。

第八は、公文書の目録簿についてであります。国等の機関の長は、非公開とすることができる公文書を除き、目録簿に公文書の種

類、件名、内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該公文書を作成し、又は入手した日から二月以内に登載しなければならないものとすることといたします。

第九は、個人のプライバシーに関する事項に係る公文書の作成目的等の公表についてであります。

国の機関の長は、個人のプライバシーに関する事項に係る公文書については、当該公文書ごとに、その作成又は入手の目的及び方法を公表しなければならないものとすることといたします。

第十は、文書等の作成及び整理並びに公文書の保管についてであります。

国の機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、写真、録音テープ等によつて作成し、これを整理しなければならないものとし、当該国の機関に係る公文書を政令で定める保管基準に従つて保管しなければならないものとすることといたします。

第十一は、地方公共団体の公文書の公開についてであります。

何人も、地方公共団体の公文書の閲覧をしきつて、贈写をする権利を有するものとすることといたします。

非公開とすることができる地方公共団体の

公文書の範囲、地方公共団体の公文書の閲覧又は贈写の請求の手続その他地方公共団体の公文書の公開に關し必要な事項は、条例で定めるものとすることといたします。

第十二は、政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開についてであります。

何人も、政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の閲覧をし、かつ、贈写をする権利を有するものとすることといたします。

第十三は、不服申立てについてであります。国は「情報公開審査委員会」を、また地方には「地方情報公開審査委員会」を設置し、行政不服審査法による不服申立ては各委員会に對してのみすることといたします。

第十四は、情報公開制度審議会についてであります。

待しうる場合があることを考慮したためであります。

その他の事項といたしまして、まず機関委任事務についてであります。地方公共団体は機関委任事務に関する公文書の公開をも拒否した場合の不服申立ては、当該公文書を国の公文書とみなして中央の情報公開審査委員会に對してすることといたします。

罰則については定めがありませんが、国等の機関が、公開請求に對してする処分から生ずる問題について刑事上の責任を問うことは困難であるからであります。

以上が本法律案の提案理由およびその要旨であります。何とぞ慎重にご審議の上ご賛同あらんことをお願いいたします。

法 案 要 約

一 法律の目的

この法律は、日本国憲法の理念に基づき、國、地方公共団体等の行政等に関する情報についての知る権利を保障するため、國、

公文書公開の請求者は、公開拒否の処分に對して各情報公開審査委員会に對して不服申立てをせずに、直接行政訴訟に持ちこむこともできることといたします。これは公開請求する公文書の種類や客觀条件如何によつては、裁判所に、より迅速かつ公正な判断を期

地方公共団体等の公文書の公開の責務並びに公文書の閲覧及び謄写をする権利を明らかにするとともに、公文書の閲覧、謄写等に関し必要な事項を定め、もつて国、地方公共団体等の行政等の公正な運営に寄与することを目的とするものとすること。

二 公文書の定義

「公文書」とは、国、地方公共団体又は政府関係法人若しくは地方公共団体関係法人が所持し、又は保管している次に掲げるものに係る文書、図画、写真及びマイクロフィルム、録音テープ、コンピューターによる自動データ処理のための採録物その他の採録物をいうものとすること。

(一) 事務又は業務に関する記録

(二) 予算及びその執行に関する記録

(三) 事務又は業務に係る通達及び訓令

(四) 事務又は業務に係る統計その他の資料

(五) 事務又は業務に係る報告又は試験研究記録

(六) 議事録、会議録その他会議の記録

三 公文書を公開する責務等

国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、公文書を公開する責務を有するものとし、情報を積極的に提供するよう努めなければならないものとすること。

四 国の公文書の閲覧及び謄写の権利

何人も、国の公文書の閲覧（採録物の再生を含む。以下同じ。）をし、かつ、謄写採録物からの採録を含む。以下同じ。）をする権利を有するものとすること。

五 非公開とすることができる公文書

(1) 国の機関の長（機関委任事務について

は、当該事務に係る地方公共団体の長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項に係る公文書については、閲覧又は謄写をさせないことができるものとすること。

(一) 我が国の安全又は外交に関する事項であつて、閲覧又は謄写をさせることにより国家の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれがあると明白に認められるもの

(二) 当該機関の意思決定の過程における専ら当該機関内部の意見交換又は当該機関との意見交換のための文書等の内容をなす事項（事実に係るものをお除く。）であつて、閲覧又は謄写をさせることによりこれらの遂行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあると認められるもの

(五) 犯罪の捜査、訴追又は刑の執行に関する事項であつて、閲覧又は謄写をさせることによりこれらの人遂行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあると明白に認められるもの

(六) 以上に掲げるもののほか、他の法律で非公開すべきものと定められている事項

(2) 国の機関の長は、個人のプライバシーに関する事項（公務員又は公務員の思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の個人のプライバシーに関する事項）に係る公文書であつても、

員であつた者に係る事項であつて閲覧又は謄写をさせることが公益上必要があると認められるものを除く。）であつて、閲覧又は謄写をさせることにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

当該事項に係る個人が閲覧若しくは謄写の請求をした場合又は閲覧若しくは謄写をさせることを承諾した場合には、当該公文書の当該事項につき閲覧又は謄写をさせること。

(3) 国の機関の長は、(1)の非公開とすることができる公文書であつても、公益上の必要その他の事由がある場合には、当該

公文書を閲覧又は謄写させるものとすること。

(4) 我が国の安全又は外交に関する事項に係る公文書であつて、その作成し、又は入手した日から十五年を経過したものについては、非公開とすることができるないものとすること。

六 公文書の閲覧又は謄写の請求

(1) 公文書の閲覧又は謄写の請求は、現に当該公文書を所持し、又は保管している国 の機関の長に対ししなければならないものとすること。

(2) 国の機関の長は、(1)の請求を受けた日から二週間以内に当該請求に係る公文書の閲覧又は謄写をさせるかどうかについて決定しなければならないものとし、相 当な理由があるときは、二週間以内の範囲において、当該期間を延長することができるものとすること。

七 公文書の訂正

公文書の閲覧又は謄写を請求した者は、当該閲覧又は謄写をした公文書の自己に関する事項に誤りがあると思料したときは、当該公文書の当該事項につき閲覧又は謄写を請求することができるものとし、当該機関の長は、当該請求が理由があると認めるときは、当該請求に係る事項について訂正しなければならないものとすること。

八 公文書の目録簿

(1) 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書の目録簿を備えなければならないものとすること。

(2) 国の機関の長は、非公開とすることができる公文書を除き、目録簿に公文書の種類、件名、内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該公文書を作成し、又は入手した日から二月以内に登載しなければならないものとすること。

九 公文書の作成目的等の公表

個人のプライバシーに関する事項に係る公文書の作成目的等の公表

十 文書等の作成及び整理並びに公文書の保管

国の機関の長は、政令で定めるところにより、当該機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、写真、録音テープ等によつて作成し、これを整理しなければならないものとし、当該機関に係る公文書を政令で定める保管基準に従つて保管しなければならないものとすること。

十一 地方公共団体の公文書の公開

(1) 何人も、地方公共団体の公文書の閲覧をし、かつ、謄写をする権利を有すること。

(2) 非公開とができる地方公共団体の公文書の範囲、地方公共団体の公文書の閲覧又は謄写の請求の手続その他地方公共団体の公文書の公開に関し必要な事項は、条例で定めるものとすること。

十二 政府関係法人及び地方公共団体関係法人的公文書の公開

何人も、政府関係法人及び地方公共団体関係法人的公文書の閲覧をし、かつ、謄写をする権利を有するものとすること。

十三 不服申立て

(1) 国及び政府関係法人的公文書(衆議院、裁判所、人事院及び会計検査院が所持し、又は保管している公文書を除く。)の閲覧又は謄写に関する処分については、別に法律で定める情報公開審査委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て

をすることができるものとすること。

- (2) 地方公共団体及び地方公共団体関係法
人の公文書の閲覧又は謄写に関する処分
については、条例で定める地方情報公開
審査委員会に対してのみ行政不服審査法
による不服申立てをすることができるも
のとすること。

十四 情報公開制度審議会

内閣総理大臣の諮問に応じ、情報の収集、
処理、保管、利用及び公開に関する事項を
調査審議させるため、総理府に、情報公開
制度審議会を置くものとすること。

十五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において、政令で定める
日から施行するものとすること。

この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において、政令で定める
日から施行するものとすること。

すなわち、五月九日の「幹事長・書記長会
談」において、「政策減税は今国会中に実施

規模、方式を決定するよう政調・政審会長会
談で協議し、次期国会の冒頭に処理する」と
の合意が行なわれているにもかかわらず、依
然として政策減税を否定しようとする姿勢は
許せない。

資料

一九八五・六・五

自民党の「政策的減税について」に対する 見解

日本社会党・護憲共同
公明党・国民會議
民社連合
社会民主連合

五月二九日開催された政調・政審会長会談
において、自民党から提出された「政策的減
税について」は、自民党内部で論議された問
題点を整理した中間報告的性格のものである
とはいえ、今年度予算の修正問題での公党間
の約束を踏まえた内容の文章とはいはず、全
く遺憾である。

また、政調・政審会長会談は、実施規模と
方式を具体的に検討することが当面の任務で
あることからして、自民党はわれわれ四党共
同の政策減税を実施することを基本において、
実施のための具体的検討を行なうことが政権
政党の誠意ある対応である。

「政策的減税について」の反論

1. 単身赴任減税（別居手当、帰宅旅費の 非課税）

単身赴任減税に対する自民党の批判は、①
特定の条件や特定の家計を抜き出して税制上
しん酌することには限界がある②単身赴任手
手

当 帰宅旅費は本来給与の一部③手当のない

企業の従業員、出稼ぎ労働者等とのアンバランス④転勤に伴う負担は企業が負担すべきもの、の四点である。

われわれは、上記の批判について、それぞれ以下のように反論する。

①単身赴任を選択せざるを得ない理由は、

高齢化社会、学歴社会等を背景にした高齢の親の扶養、子弟の教育、持家管理等の問題で

あり、ここから生じる負担を個人のみに負わせるのは妥当でない。

②現行税制上、在外手当、通勤手当、出張旅費は非課税となつており、別居手当と在外手当、帰宅旅費と通勤手当、出張旅費の類似性は極めて強い。

③単身赴任手当は企業の六割、労働者数では七割弱が支給されている。減税を実施すれば手当支給企業は増加し、現在の通勤手当と同様の事態となろう、なお、出稼ぎ労働者は就労形態等が異なるので同列に論じるわけにはいかない。

④単身赴任を生じさせている原因そのものが本来企業の力では解決できない問題であり、企業のみにすべての援助を求めるべきではない。

2. 教育減税（高等学校の教育費の控除）

教育減税に対する自民党の批判は、①特定

の条件や特定の家計を抜き出して税制上しん

酌することには限界がある②税金を納めてい

ない貧しい家庭の父兄には恩典が及ばない

③高等学校に進学しないで働く若年労働者と

の負担のアンバランスが生じる、の三点であ

る。

われわれは、上記の批判について、それぞれ以下のように反論する。

①高校への進学率はいまや九四%に達していることからみても、高校への進学は国民共通の生活態様であつて、特定のものとはいがたい。また、家計に占める教育費の負担は大きく、本来、国の責任で果す分野を個々の家計にしわ寄せしているのも否定できない。

とくに、高校教育が準義務教育化の状況にあることを踏まえ、父兄の負担を軽減するため、税制上の配慮が必要である。

②減税政策は納税者の負担を軽減することが目的であり、非納税者にその効果が及ばないのは“税そのものの性格”によるものでやむをえない。低所得者層の子弟にたいしては奨学金制度等の充実で対処すべきである。

③若年労働者への課税問題は、課税最低限が低く抑えられていることによるものであり、その引き上げを行なうことにより解決すべきである。

3. 在宅寝たきり老人介護減税

在宅寝たきり老人介護減税に対する自民党

の批判は、①現在、在宅で「寝たきり老人」

を扶養する場合の控除は、七三万円で子供二人を扶養する場合より控除額が高い②五九年度改正で引き上げた③新たな控除を設けるこ

とは税制を複雑にする、との三点である。

われわれは、上記の批判について、それぞれ以下のように反論する。

①寝たきり老人の介護は精神的経済的負担が大きい。老人は年一一%の伸び率で増加し、しかも七〇歳以上の寝たきり老人は約四万人おり、施設入所者と在宅介護との負担の公平の観点から税制上何らかの配慮をすることが緊要である。

②控除額の引き上げの必要性は政府・自民党でも認めているが、その引き上げ幅は小さく、不十分である。

③寝たきり老人が急増する一方で、施設整備が遅れている。現在は障害者控除適用者にふくまれている対象者を他の要件と切り離して特別控除制度を設けることが適切である。以上のような見地から、ここにわれわれはあらためて政策減税の早期実施を政府・自民党に強く要求する。

指紋押捺制度に関する申し入れ及び談話

指紋押捺制度に関する通達の撤回を求める申し入れ

外国人登録法の指紋押捺をはじめとする治安管理的性格は、在日外国人の人権を侵害するばかりか、民族差別をもたらし、諸外国との友好を損うものとなつてゐる。

ところで現在、わが国には約八十万人の在日外国人が生活しているが、大多数は、敗戦前、日本政府の植民地政策によって徴用または徴兵という名目で日本へ強制連行された人々およびその子孫である。この人たちは日本人とまったく同様に日本に生活の基盤を持つてゐる。

外国人登録法は、このような人たちを主たる対象としているが、十六歳以上の在日外国人に指紋押捺が義務づけられていることは著しい人権侵害である。日本国民に指紋押捺が課せられるのは、受刑者および犯罪の嫌疑がかけられた者だけであることからみても、在

日外国人を犯罪者みなに扱うこの制度の不当性は明らかである。

法務省は、五月十四日付で指紋押捺制度の運用に関する新たな通達を発した。しかしながらこの通達は、指紋押捺制度の廃止、外国人登録証の常時携帯義務の廃止、登録証明書の切替交付制度の廃止、罰則の廃止など外国人登録法の改善を求める外国人、外国人団体の切実な要求や国際世論の高まり、さらにはこれらを受け止めた全国各地の自治体と自治体労働者の努力および人権擁護を求める幅広い国民運動を全く無視しているものと言わざるを得ない。

法務省の言う「法秩序の維持」を口実に、「公安の観点」から強権的に外国人を管理する現行制度の維持は、憲法第十三条、十四条、国際人権規約・B規約二条一項、七条の精神に反するものと言わなければならぬ。

今回の通達において法務省が改善であるとしている指紋押捺方法を回転式から平面式に改めること、墨を使用せず無色の特殊な薬液

を指つけ押捺するやり方に改めたことなど、あるいは告発に三ヶ月の猶予を与えたことなどは、本問題の解決には全く不十分であつて、われわれはこれに到底納得することができない。

とりわけ押捺拒否者に対し、登録済証明書を交付する場合に「確認未了」の表示をすることとしたことは、在日外国人に対する大きな人権侵害となる恐れが大きい。これにより、入学、就職、国家資格取得、不動産売買等に関しても、在日外国人が不利益をこうむる危険がきわめて大である。

また、指紋押捺拒否者について、三ヶ月の説得期間後直ちに告発することを通達が指示していることは自治権に対する介入になるだけでなく、全国の地方自治体の実務においてもこの夏の大量切替の際大混乱を招き、外国人からの厳しい批判の対象ともなろう。

わが党は、以上の理由により五月十四日付法務省通達の白紙撤回を要求するとともに、外国人登録法についてはわが党がかねてから国会に提案しているとおり左の点で抜本的に改正するよう求めるものである。

(一) 在日外国人に課せられている指紋の押捺制度を廃止すること。

(二) 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。

(三) 登録証明書の切替交付制度を廃止すること。

四 罰則をすべて廃止し、過料とすること。

一九八五年五月二八日

日本社会党指紋押捺等外国人

登録法問題対策特別委員会

法務大臣

嶋崎均殿

外国人登録事務の適正な運用について

(通達)

法務省入国管理局長

一九八五・五・一四

外国人登録事務については、昭和五八年九月一日付け法務省管登一六七〇号通達の別冊

1 「外国人登録事務取扱要領」(以下「取扱要領」という。)によりその取扱いを指示し

記

1 外国人登録上の指紋制度について

関し、外国人団体等からその緩和を求める要望が表明されている一方、在留外国人の間に現行法を無視し、ことさら指紋押捺を拒否する者があり、これに対する市町村の対応にも適切を欠くと認められる事例が見られる。

また、最近一部報道機関によって、政府が指紋押捺制度の緩和を内容とする外国人登録法改正の方針を決定したというような報道が行われたため、外国人登録事務担当者の間に事務処理に当たり戸惑いを感じている者もあるやうにうかがわれる。

政府においては、指紋押捺制度について、各方面から表明されている種々の意見、昨年九月の日韓共同声明の趣旨等を踏まえ、制度

上、運用上の各般の問題点について関係省庁間の協議を通じ検討を重ねてゐるところであるが、政府が今国会に外国人登録法改正案を提出する方針を決定した事実はない。

ついては、本年はいわゆる大量切替年に当たることでもあり、この際、現行指紋押捺制度の趣旨をより一層周知徹底し、外国人登録事務の適正、円滑な遂行を図るために下記のとおり通達するから、貴管下各区町村長に示達されたい。

外国人を誤りなく特定して登録するとともに、現に在留する個々の外国人と登録された人物とが同一人であることを確認し得ることが必要である。外国人登録法(以下「法」という。)は、このような見地から、新規登録等の申請に当たつて、写真の提出や指紋の押捺を義務づけているほか、五年ごとの確認制度、登録証明書携帯制度等を採用している。

顔写真も人物を特定するための一つの有効な手段ではあるが、容ぼうは年齢や髪型等によつて変化し、兄弟姉妹間は言うまでもなく血縁関係のない者の間でも酷似することがあり、また、撮影の角度、明暗等によつて微妙な差が生じるなどの問題がある。

したがつて、顔写真は客観的な人物の同一人性を確認する手段として必ずしも十分ではなく、それのみで完全とは言い難い。

しかるに、指紋は万人不同・終生不变と言つ特性を有し、鮮明な二個の指紋を肉眼で対比照合することによつて簡易かつ効率的に同一人性を確認することが可能であり、また、疑問の生じた場合には、専門的鑑識によつて同一人性を最終的に確定することができる。

現行指紋押捺制度は、昭和三〇年四月から実施されているが、その結果多数の二

重登録等の不正が発見されるなど大きな成果を挙げており、現在では不正登録等の事例も影をひそめるに至っている。

他方、我が国に入国する外国人の数は逐年増加の一途をたどっており、また、不法入国者や不法在留者が依然として跡を絶たない現状において、不正登録等に対する抑止的効果を含め指紋押なつ制度が正確な登録制度の維持に果たしている役割は大きい。

市区町村長は、このような制度の必要性、重要性を改めて十分に認識の上、適正な登録事務の遂行に努められたい。

(2) 指紋の押なつ方法について

登録原票、登録証明書及び指紋原紙に指紋を押なつする方法については、これまでいわゆる回転指紋方式によることとされ、また、黒色の指紋用インキを指につけて登録原票等の所定の欄に押すこととされていったところであるが、指紋を押なつする外国人の心理的負担の軽減を図るため、この度「外国人登録法の指紋に関する政令」を改正し、従来の回転指紋方式を平面指紋方式に改めるとともに、黒色インキに代えて無色の薬液を指につけて押すことに改めたことをとした。これらの新方式は、来る七月一日から実施する予定であるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、上記の指紋の押なつ方法の変更に関する実施細目については、近く別途通達する。

2 市区町村窓口における指紋照合の励行について

市区町村の窓口においては、登録証明書の切替交付、引替交付及び再交付の申請があった場合には、当該外国人の登録事項等を確認することとなるが、その前提として、まず窓口に出頭した外国人がその者として登録されている人物と同一人であることが確認されなければならず、現行法は、そのため一定の義務づけているのである。

市区町村長は、窓口における外国人の同一人性の確認の重要性を認識の上、写真や登録原票の記載事項等による対比照合を行うとともに、出頭した外国人から鮮明な指紋の押なつを求め、これが前回の指紋と同一であるか否かを肉眼によって照合し、確認に努められたい。

なお、市区町村において、肉眼による指紋の照合により同一人性を確認できない場合は、指紋原紙を添え、速やかに都道府県知事を経由して当職に指示を求められたい。この場合には、登録証明書を交付することなく、

当職からの回答が見込まれる時期（約一ヶ月先）を交付予定期日とする登録証明書交付予定期間指定書（以下「交付予定期間指定書」という。）を交付することとされた。

3 指紋不押なつ意向表明者に対する措置について

(1) 市区町村長は、指紋押なつ義務を有する外国人が、法第十四条の規定にかかわらず指紋を押なつしない旨の意向を表明した場合には、当該外国人（以下「不押なつ意向表明者」という。）に対し、指紋押なつ制度が同一人性の確認のため、（法第三条第一項又は第十一一条第二項の申請にあつては「人物の特定」のため。以下同じ。）に必要な制度であること。指紋を押なつしなければ処罰されることがあること等を告げて指紋を押なつするよう説得に努められたい。

(2) 市区町村長は、不押なつ意向表明者が上記の説得に応じない場合には、指紋を押なつするよう重ねて説得し指紋により同一人性の確認をした上で登録証明書を交付するため、交付予定期間指定書を交付し、改めて出頭を求めることがとされたい。この場合には、交付予定期日として交付予定期間指定書交付の日からおおむね一ヶ月以内の期日を指定されたく、その期日に出頭した不

押なつ意向表明者がなお指紋不押なつの意向を変えないときは、更に同様の趣旨で交付予定期間指定書を交付することとされた。

(3) 市区町村長は、不押なつ意向表明者が三

回目の交付予定期間指定書により指定した期日に出頭した際にもなお指紋を押なつせず、指紋による同一人性の確認ができない場合には、写真の照合、原票の記載内容の点検及びその他の確認手段によつて同一人性の確認ができるかどうかを判断し、同一人性の確認ができた場合には、登録証明書四ページ記載欄に「指紋不押なつ」と赤字で記入の上、登録証明書を交付することとされたい。

この場合において、その他の手段による

同一人性の確認は、同一市区町村内に居住する信頼するに足りる保証人二名から同一人物である旨の陳述を得て行うものとし、保証人には登録証明書の提示又は住民票の写しの提出を求めることがとされた。

(4) 市区町村長は、前記(3)の場合において、同一人性の確認をするに至らなかつたときは、法第十五条の二の規定による所要の調査を行うこととし、その調査に必要と見込

まれる期間に応じた交付予定期間指定書を交付することとされた。

(1)

指紋押なつ拒否者の告発について

4 指紋押なつ拒否者の告発について

この場合において、調査の結果により同一人性の確認ができたときは、前記(3)の例により登録証明書を交付するものとするが、前記(2)により最初に交付予定期間指定書を交付した時から六ヶ月を経過してもなお同

一人性の確認ができないときは、調査結果を添え、都道府県知事を経由して当職にそ

の取扱いについて指示を求めることがとされたい。

(5) 市区町村長は、上記(1)から(4)までの手続の過

程において、不押なつ意向表明者の同一人性に疑いが生じた場合及び不押なつ意向表明者が交付予定期間指定書に指定された期日に出頭しなかつた場合には、都道府県知事を経由して当職にその取扱いについて指示を求めることがとされた。

(6) 以下に掲げる場合には、都道府県知事を経由して当職にその旨を報告されたい。

① 不押なつ意向表明者に交付予定期間指定書を交付したとき。

② 不押なつ意向表明者がその後指紋を押なつし、登録証明書を交付したとき。

③ 指紋不押なつのまま登録証明書を交付したとき。

現行指紋押なつ制度の必要性は先に述べたとおりであり、また、この制度は昭和五七年の法改正に際し国会でも慎重な審議が行われた上引き続き存置することとされたものであつて、外国人が現行法規に違反して指紋を押なつしない場合、市区町村長が刑事訴訟法の規定に従い告発の手続をとらなければならないことはいうまでもない。指紋押なつ拒否者に対する市区町村長の告発の遅延は、法違反者を放置し、法無視の傾向を助長することともなるので、取扱要領により指紋押なつ拒否者の告発を励行されたい。

なお、刑事訴訟法第二三九条第二項にいう告発は、公務員が職務の執行の過程で法違反に該当する行為を認めたときは、その事実を司法当局に通報し、その処理を同当局の判断にゆだねるという事務的手続きを定めたもので、告発がなければ処罰されないといふものではなく、告発があれば必ず处罚されるというものでもない。市区町村長は、このような告発制度の意義を正確に理

解し、上記規定の趣旨に沿った運用に心掛けられた。

(2) 不押なつ意向表明者に対し、登録証明書を交付することなく、交付予定期間指定書を交付して引き続き説得又は調査を行つている間は告発を要しない。しかしながら、説得に応じないため指紋不押なつまま登録証明書を交付したときは、その時点で直ちに告発することとされたい。

なお、指紋不押なつ者に対する告発については以上のとおりであるが、既に指紋不押なつそのまま登録証明書を交付し未だ告発がなされていない者については、指紋押なつ拒否後一年を経過している場合には直ちに告発することとし、指紋押なつ拒否後一年に満たない場合には再度の機会を与える意味で重ねて説得し、一ヶ月を経過してこれに応じないときには必ず告発することとされたい。

5 指紋押なつ拒否者等に係る登録済証明書の取扱いについて

(1) 不押なつ意向表明者については、新たに登録証明書を交付するまでは、登録事項が現状に合致しているかどうか不明確な状態にあるので、登録済証明書の交付を行わなければいけないこととされたい。ただし、新規登録以外

の申請に係る不押なつ意向表明者で交付予定期間指定書を交付されているものから、指紋不押なつ意向表明前の登録事項について登録済証明書交付方申請があつた場合は、備考欄に「昭和 年 月 日 (当初の指紋不押なつ意向表明の日を記入する。) 以降確認未了」と記載した登録済証明書を交付して差し支えない。

(2) 新たな登録証明書を交付すみの指紋押なつ拒否者に對し登録済証明書を交付する場合には、その備考欄に「指紋不押なつ」と記載することとされたい。

(3) 前記2なお書により、押なつされた指紋によっては同一人を確認し難いため交付予定期間指定書を交付した場合にも、新たな登録証明書が交付されない限り登録済証明書の交付は行わないこととされたい。

6 照会、回答に際しての指紋の取扱いについて

大阪府警外事課長発言に関する申し入れ

在日外国人に課せられている指紋押捺制度について、大阪府警富田外事課長が五月十日、テレビニュースで行った発言には、見過すことのできない重大な問題がある。

発言の要旨は以下のとおりであると伝えられる。

「(指紋押捺について)日本の法体制に対する対して外国人になめられている。法律が現存する以上、守つてもらわねばならない。そういう法体制がいやであれば、自分の国に帰ればいい。また、日本で生れて、日本人と同じように育つている人は、日本に帰化すればい

また、登録原票上の指紋について照会があつた場合には、法令上の規定に基づくものであつても原則としてその照会に応じないこととするが、外国人の同一人を確認し身分事項を確定するため特に指紋を必要とする等の理由を明示して照会があつたときは、その取扱いについて、その都度、都道府県知事を経由して当職に照会し、指示を求めることがあつた。

い。」

わが国には現在、約八十万人の在日外国人が生活しているが、大多数は敗戦前、「日本国民」とされ、日本政府の植民地政策によつて徴用または徵兵という名目で日本へ強制連行されてきた人々およびその子孫である。この人たちは日本国民とまったく同様に日本に生活の基盤を持ち、そのほとんどは一生を日本で生活するのである。

外事課長の発言はこのような事情を全く理解しない暴言であり、在日外国人の感情を害することはなほだしく、また心ある日本国民のひんしゅくを買つてゐるのである。在日外国人を犯罪者みなに扱う指紋押捺制度の不当性こそが問われなければならない時に、大阪府警幹部の口からこのような言葉が発せられたことは、まことに遺憾である。

外事課長は、その翌日陳謝したが、それで済む問題ではなく、この発言には、在日外国人を取締りの対象としかみない警察の体質がよく表わされていると考えざるを得ない。このような状況を改善するため、警察当局においては、人権を守り、国際儀礼を尊重する立場から、再びこのようない不祥事がおこらぬよう、職員の啓発に務めるべきである。

一九八五年六月一四日

日本社会党
指紋押捺等外国人登録法問題
対策特別委員会

一九八五・六・一二

指紋押捺拒否者の逮捕に関する 談話

国家公安委員長
古屋亨殿

大阪府警は指紋押捺を拒否している在日外国人梁容子、李敬宰両氏を本日逮捕した。捜査は任意が原則であるにも拘らず警察が逮捕に踏み切つたことは誠に遺憾である。ここに嚴重に抗議する。

現在、指紋押捺制度の正当性が厳しく問われ、同制度廃止の世論が高まつております。五四日付、法務省通達に対する対応も不明確なままに当局がこののような不当ともいえる行為に及んだことは良識ある国民の声に背を向けた反国際的、反人権的な行動と断ぜざるを得ない。

両氏の指紋押捺拒否は、自らの人権確立を求める硬い意思が込められている。警察は体面にこだわることなく、即時両氏を釈放すべきである。

一九八五年六月一二日

日本社会党
指紋押捺等外国人登録法対策
特別委員会
委員長 堀昌雄

臨時教育審議会に対する申し入れ

日本社会党教育改革プロジェクト
委員長 田辺 誠

臨教審・第一次答申を中止することを要請する。

△理由の一▽

改革の理念のない答申は、教育改革の答申に価しない。

- 「審議経過の概要」の発表は第一次答申の国民の反響を聞くためのものではなかつたのか。

- 「画一主義から個性主義への移行・改革を大胆かつ細心に推進」として改革の理念は、その是非は別に論ずるとして概要発表直後にその個性主義が消え、それしかわる理念も打ち出せずに入ることはないに砂上の楼閣的な、教育の現実に根ざすものでないかを証明するものである。

- ここ数カ月間の混乱・混迷の責任を会長、部会長等は何らかの形で示されてしかるべきではなかろうか。

△理由の二▽

- このような状態を見る時、教育改革がなぜ臨教審なのかを今、改めて考えさせられるものもある。

- 改革の理念がないままに、それと無関係に政策が答申されることに臨教審は矛盾も抵抗も感じないのであろうか。
- 改革の方向すら見失つてゐるかにみえる臨教審が具体的な政策を答申することは、将来必ず改革の理念とのギャップやあるいはその政策の修正の必要性を生むことになるのは必然ではなかろうか。

2. 単位制高等学校

- 「生涯教育の観点に立つ」というが、その全体構想には相当すべき第二部会の今後の検討事項にしてゐるに過ぎないが、第三部会が唐突に、無関係に提起しているのではないか。
- 当然、大学・大学院の生涯教育の観点に立つ単位制と関連するにもかかわらず、なぜ高校のみに提起されるのか。
- 生涯教育的観点に欠かせない検討課題に有給教育休暇（I.L.O.一四〇号条約）があるが、第二部会の検討課題にもなっていない。

1. 中高一貫六年制中等学校

- その具体的な政策についても疑問は解けない。
- 非行・暴力に象徴される教育の荒廃の中心は中等教育にある。その基本的あり

方にふれず、六三制を複線化する重要課題を唐突に提起したことにも大きな問題を感じる。

^理由の四^

右申し入れる

中高一貫の中等学校の一つの新設に五〇億
八〇億といわれる。一都道府県に三校造

一九八五年五月二八日

臨時教育審議会

「職業生活にかかる面での学歴による格差は相当程度に減少ないしは解消しつつある。しかしながら、国民の行動様式の面では、学歴志向が根強く存在しており、これが学歴獲得競争を生んでいるものと見られる」とする見方は、まったく一面的である。

級定数の減少である。アメリカの公立の平均生徒数は一八・九人（一九八二年）であり、日本の四五人の半数以下である。もしアメリカと同じにするならば、本年度の義務制の教員給与費は文部省一般会計の五三・二%に当たる二兆四、三四〇億円であるから、その司額以上が毎年必要となる。

学歴社会と教育荒廃が深く関連している限り、国民の臨教審に対して期待する政策は、このような観点からは生れようはずもなく、國民の期待を裏切るものである。共通テストの提起は、学歴社会打破の政

策を示さず、その上、大学制度自体にメスも入れず、かつ国公私立のそれぞれの役割とは何かの議論もないままに、私学加入を目指しても、共通一次の愚を繰り返すのみではないか。

△理由の五△

- ・ 中曾根内閣の三つの改革のうち、教育改革は特に財政改革と深くかかわる。例えば改革に資金を要することは常識であるが、財政論がないのはなぜか。

△理由の六△

以上の理由によつてもなお、第一次答申を中止しないとするならば、政治に左右されないと理解する以外になし。

もし、そうであるならば教育基本法の精神にのっとるべき法的規制のもとにある臨教審が、教育基本法第十条にい「不当の支配」に服することにならないか。臨教審の審議が六月末の第一次答申の時間表のため拙速となつたことにかんがみ、第一歩から出直し、改革・理念にこそ総会主義をとり、また教育関係者以外の委員が多いだけの上に立つて再出発をすべきであると考える。

参議院社労委における男女雇用機会均等法案の採決について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎譲

一、本日、参議院社会労働委員会において、いわゆる男女雇用機会均等法案が、自民党の多数の力を頼む強硬な態度によって、可決された。

一、雇用の分野における男女平等を実現することは、多くの女性労働者の切実な願いであるだけなく、国際的な流れであり、人類の今日的課題である。

しかし、政府が提出した均等法案は、わが党が国会審議を通じて厳しく追及してきたように、女性の労働権を明記せず、募集、採用、配置、昇進等における男女平等の取扱いを企業の単なる努力義務とした上、差別された女性労働者を迅速かつ効果的に救済する機関を設置するものとなつていない。しかも、女子保護規定を撤廃あるいは緩和するという労働基準法改悪をセットにした

ものであり、きわめて不当なものである。また、自民党が若干の修正を行つたが、これによつて政府案の基本的内容は、何ら変更されるものではなく、国民の目をごまかそうとするものと言わざるを得ない。

一、こうした政府・自民党の態度は、明らかに女性差別撤廃条約の精神に反し、人間らしく生きたいという女性労働者の切実な願いに背を向けるものである。政府案の修正可決を強行した政府・自民党に対し、わが党は強く抗議する。

一、前国会に同法案が提出されて以来、わが党は、労働四団体（総評、中立労連、新産別、同盟）及び全民労協、「国際婦人年日本大会決議を実現するための連絡会」に結集する婦人四十八団体をはじめ、労働法学者、弁護士、婦人運動家等、広範な人びと

の願いと要請に応え、他の野党とともに、最後まで共同歩調を崩さず、国会内における闘いを続けてきた。

特に、衆議院段階では、わが党をはじめ、公明党、民社党、社会民主連合の四党が共同対案を提出して闘つたが、参議院段階においても、この四党共同対案を基本に、実効ある男女雇用平等法を実現するために闘つてきた。

「労働者派遣」—法案の問題点と闘いの結果について

日本社会党政策審議会
社会労働部会

自民党が第一〇二国会に提出した「労働者派遣」二法案は、派遣労働者の就業条件の明確化、派遣先に対する労働基準法等の一部適用（派遣先にも部分的に使用者責任を負わせること）等、派遣労働者に対する一定の保護措置を講じてはいるものの、①労働者派遣事業（雇用主と使用者の分離）を法律上一般的に認め（従つて労働者供給事業禁止規定を空洞化し）、②適用対象業務の指定は政令事項とし、③いわゆる「登録型」も認め、④「常用雇用型」は単なる届出制とし、⑤派遣先における常用雇用の代替に対する規制（派遣労働者の利用制限）はなく、⑥派遣元に対する中間搾取規制もなく、⑦実際の使用者であり、派遣元に対し支配力を行使しうる立場に立つことの多い派遣先に派遣労働者との団体交渉応諾義務を負わせることもない、など。

- ① 対象事業の制限
- ② 対象業務について

- ① 対象業務の限定
 - （1）港湾運送業務の除外の明確化
 - （2）対象業務の内容の明確化
 - ・港湾労働法で指定されている六大港以外の九二港についても、適用対象業務とすることは考えていない。（確、衆）
 - （3）業務処理の実情を踏まえて、個々の業務の内容が明らかになるよう適切に規定したい。（確、参）
- （2）許可等について
 - （1）特定企業派遣の制限
 - ・「労働者派遣事業と有料職業紹介事業とが競合することにより、労働者の保護に欠けることのないよう、適切な調整に努める」と（付、衆・参）
 - （2）派遣制限
 - （1）特定企業派遣の制限
 - ・「労働大臣は、労働省令で定める場合を除き、専ら特定の者に対し役務を提供することを目的として労働者派遣事業が行われていると認めるときは、当該事業の目的及び

内容を変更するよう勧告することができる

る」（修、衆）

② 海外派遣の制限

・「派遣元事業主は、海外派遣をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、労働大臣に届け出なければならない」「派遣元事業主は、海外派遣をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働者派遣契約の締結に際し、派遣先が、派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成、記載及び通知その他派遣就業が適正に行われるための適当な措置を講ずるべき旨を定めなければならない」（修、衆）

③ 生産工程への派遣の制限

- ・「製造業の直接生産工程に従事する業務については、労働者派遣事業の対象とはしないこと」（付、衆・参）

・派遣元事業主に対し、派遣労働者の希望及び能力に応じた就業機会の確保に努める義務を課しており、派遣元事業主に対し、適切な指導に努める。（確、参）

④ 遠隔地への派遣の制限

・「いわゆる二重派遣は、労働者供給事業に該当し、禁止されるものであるので、その旨の周知徹底を図るとともに、二重派遣が

行われることのないよう、厳格な指導に努めること」（付、衆・参）

⑥ 一般労働者の派遣制限

・「新たに労働者派遣の対象としようとするときに、労働者派遣の対象とする旨の労働協約又は就業規則の定めの適用を受ける労働者についてもあらかじめ、その旨を明示し、その同意を得ることを要する」（修、衆）

・「労働者派遣事業は、労働力需給調整制度の一つとして位置付けられるものであると同時に派遣労働者の雇用の安定、福祉の増進に資することを目的とするものであることに鑑み、単なる企業内の余剰労働力の調整策として行われることのないよう適切な運用に努めること」（付、参）

・労働者を新たに派遣対象とする場合には労働者の同意が必要であることについて周知徹底を図るとともに、労働者の意に反して

・派遣元事業主に対し、派遣労働者の希望及び能力に応じた就業機会の確保に努める義務を課しており、派遣元事業主に対し、指導致したい。（確、参）

⑦ 爭議中の事業所への派遣禁止の徹底

・争議行為への不介入の原則は担保しており、脱法的行為によってそれが損われないよう、関係者への指導に努める。（確、衆）

(4) 派遣元規制

① 中間搾取規制

・「一般労働者派遣事業の許可の申請若しくは特定労働者派遣事業に係る届出書の提出に際し添付する事業計画書には、労働省令で定めるところにより、労働者派遣に関する料金（標準料金）等労働者派遣に関する事項を記載して、提出しなければならない」「定期的に提出しなければならない事業報告書についても同様とする」（修、衆）

・都道府県ごとに各地域の業務別の平均的な派遣料金に関する資料を収集し、その情報を提供することとし、さらに、派遣労働者の賃金水準についても、必要に応じその実態を把握して、適宜その情報を提供することにより、派遣労働者の労働条件の改善、向上が図られるよう努めたい。（確、参）

② 事業報告書等の定期的提出

・事業報告書及び収支決算書については、毎年一回定期的に提出させるよう労働省令において措置したいと考えている。（確、衆）

③ 書面による就業条件の明示

・就業条件明示の方法については、例えば緊急に労働者派遣をする必要がある場合等、実質的に事前に書面によって行わせることが困難である場合を除き、原則として、

あらかじめ書面により行わせることが適當と考えております、労働省令を定める際にその旨明確にしたい。（確、衆）

④ 教育訓練の確保

「派遣元事業主から教育訓練に関する計画を提出させ、これに基づき、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が図られるよう、適切な指導に努めること」（付、衆）

参

⑤ 派遣先規制

① 常用雇用代替の制限

「派遣元事業主は、労働者派遣の期間については、労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るために必要があると認める場合において適用対象業務の種類に応じて当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない」（修、参）

② 特定派遣労働者の受入れ拒否の規制

「派遣労働者を誰にするかは派遣元が決定することであり、派遣先がこれに関与することは、制度の趣旨とするところではない。派遣労働者が組合活動をしたこと等を理由として、派遣先が派遣元に対し派遣労働者の変更を要求し、派遣元がこれに応じたとすれば、派遣元の意思で派遣労働者を変更

したことになり、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として当該労働者を配置転換することは、不当労働行為として禁止される。従って、そのような事態が生ずることのないよう、適切な指導を行っていただきたい。（確、参）

③ 派遣元における三六協定への介入の規制

「恒常的な長時間残業を可能とするような三六協定については、労働基準監督署への届け出の際に適切な指導をしたい。また、特に情報処理業務については、その実態の把握に努め、適正な時間管理が行われるよう、指針等の策定について検討したい。（確、参）

④ 団交応諾義務

「派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、

⑥ 派遣契約の解除制限

「派遣労働者が派遣先において労働組合を結成しようとした場合は、派遣先の労働組合に援助、協力を求めた場合等についても、派遣契約の解除禁止理由に該当する。（確、衆）

協議を通じて、これらの問題が円滑に処理されるよう、事業主に対する指導に努めること」（付、参）

今回の「派遣法」は、労働組合法等労使関係法の改正を伴うものではなく、これら労使関係法についての従来の考え方を改めようとするものでもない。個々の事例において、誰が団体交渉応諾義務を負うかについて争いが生じた場合は、裁判所又は労働委員会が判断することになるが、その判断内容について、労働省としてはあれこれ言うべき立場にないことは当然だ。（確、参）

⑤ 派遣契約による就業条件の遵守の確保

派遣先が派遣契約に定められた就業条件に反して派遣労働者を就業させるような場合には、公共職業安定所における指導監督体制を整備し、具体的な事案に応じて労働者の保護に欠けることのないよう、派遣先に対しても適切な指導をしたい。（確、衆）

（6） 労働基準法等の適用確保

- ・「労働時間、休日等の労働基準法等の適用の特例については、労働者の保護に欠けることのないよう、その周知徹底に努めること」と（付、衆・参）
- ・派遣労働者の労働時間等の労働条件は、派遣元事業主と派遣労働者の間で労基法の基準内で設定され、派遣元事業主は、この範囲内で派遣契約を定めて派遣することになるので、たとえ派遣労働者が複数の事業所に派遣されたとしても、労働時間等の労働条件は確保されることになっている。（確、参）

(7) 違法事業の取締り

- ① 許可証等の提示及び確認義務
- ・「派遣法」二条三項の明示義務規定の趣旨を派遣先事業主にも周知徹底し、例えば許可証の提出を求めさせる等により適切に対応するよう、派遣先に対する指導に努める。（確、参）
- ② 請負形式による違法事業の規制
- ・「請負形式により実質的に労働者派遣事業が行われることを防止するため、請負であるか否かの認定基準の作成に当たっては、中央職業安定審議会の意見を聴いて、可能な限り客観的に明確なものとなるよう慎重に検討するとともに、その厳正な運用に努めること」（修、参）

- ・違法な事業活動が行われることのないよう指導監督体制の整備を図り、厳正な指導に努めるとともに、労働者派遣事業、労働者供給事業と請負との区分に関する具体的な認定基準を法施行までの間に中央職業安定審議会の意見を聞いて定めることとしている。（確、衆）
- ③ 行政の機能・組織体制の拡充（実効確保等）
- ・「労働者派遣事業が適切に運営され、労働者の保護と雇用の安定が確保されるよう、関係職員の増員をはじめ、行政体制及び民間の協力体制の整備を図るとともに、労働力需給の変化に的確に対応するため、公共職業安定機関の機能の充実、強化に努める」と（付、衆・参）
- ・「労働者派遣事業制度の適切な運営を図るために、関係者に対する制度の周知徹底、許可制度の適切な運用、法律に違反する事業主に対する指導、監督の徹底等を図ることが何よりも重要と考えており、このため、

- ① 関係職員の増員及びこれらの職員に対する研修の実施をはじめとする行政体制の整備
- ② 労働基準監督機関との相互通報制度の創設等関係行政機関との連携の確保

- ③ 労使協力員の設置等労使を含めた民間の協力体制の整備
- ④ 業界団体を通じての指導
- ⑤ 地方職業安定審議会の活用等地方における労使の意見が反映されるような措置等に積極的に取り組みたい。（確、参）

(9) その他

- ① 法律の見直し規定
 - ・「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、施行状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（修、衆）
 - ② 派遣店員の保護
 - ・「いわゆる派遣店員について、その適正な就業を確保するため、派遣元、派遣先両者間の取り決め及び派遣店員の管理の在り方に關し、業界に対し適切な指導に努める」と」（付、衆・参）
 - ③ 労組労供事業の活動促進
 - ・「労働組合が行う労働者供給事業については、その活動を促進する観点から、次の点について改善を図ることとしている。
1. 現行の労働組合法上の労働組合のほかに、職員団体及び地域レベルの労働団体も行うことができるようすること。

2. 産業別または職業別の全国組合に加入している旨の要件を撤廃すること。
3. 組合費については、組合の自主的決定を尊重して、定率制でもよいこととすること。
4. 許可の有効期間を二年から三年に延長するとともに、有効期間の更新制度を導入すること。

5. 許可申請の際の添付書類を簡略化すること。

④ 労組労供事業等への社会・労働保険の適用促進

- ・「労働者派遣事業、労働組合が行う労働者供給事業その他の民間の労働力需給調整システムにより就業する労働者について、社会・労働保険の適用の促進その他福祉の向上が図られるよう、適切な指導に努めること」（付、衆・参）

注 「修」は法案修正、「付」は付帯決議、「確」は労働大臣の確認答弁。

昭和六十年四月十九日

衆議院本会議決議 北方領土問題の解決促進に関する決議案

（大内啓吾君外十名提出）

戦後四十年を迎えた今日もなお我が国固有の領土である歙舞、色丹及び国後、択捉等北方領土の問題が依然として未解決であり、さ

らに近年、北方領土においてソ連の軍備増強が続けられていることは、誠に遺憾なことである。

北方領土の復帰実現は、日本全国民の長年の悲願である。

この間、北方領土の日の設定、北方領土の返還を求める都道府県民会議の相次ぐ結成等、北方領土問題の速やかな解決を望む国民の声は、地域や世代を超えて大きな高まりを見せている。

かかる国民の総意と心情に応えるため、政府は、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を求め、北方領土の返還を実現して、平

和条約を締結し、日ソ間の眞に安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

昭和六十年五月二十一日

（決議第三号）

米ソ軍縮交渉に関する決議案

（愛野興一郎君外四名提出）

核兵器の廃絶を目指す軍縮の促進は、現在の世界にとって緊急かつ最重要の課題であり、折から被爆四十周年を迎える、あらためて世界の平和と安定を希求する我が国民の強い念願である。

しかし、近年の国際情勢には極めて厳しいものがあり無制限の軍備競争及び国際関係の緊張が、このまま継続し、ひとたび核戦争が勃発するようなことになれば人類全体が滅亡

の危機に瀕することは不可避である。

このような国際情勢の中で、本年三月十二日より、米ソ両国間で核兵器及び宇宙兵器に関する新たな軍縮交渉が開始されたことは、誠に意義深いものがあり、本交渉の成果を強く期待するものである。

よって、本院は、米ソ両国が、核大国としての重大な責任を自覚するとともに、核兵器不拡散条約第六条の約束を遵守し、真剣な態度で交渉を積極的に展開し、米ソ共同声明（一九八五年一月八日）において言及されていいるすべての領域における核兵器の究極的な完全廃絶をもたらすことを強く要望する。政府は、この際、軍縮促進のためあらゆる努力を続けるべきである。

右決議する。

昭和六十年五月三十日

衆議院社会労働委員会決議 恒久平和への決意及び被爆者対策充実に関する件

本年は広島、長崎に原子爆弾が投下されて四十年を迎える。

これまで、昭和三十二年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が、昭和四十三年に原子弹被爆者に対する特別措置に関する法律がそれぞれ制定され、これらを基軸に被爆者対策の充実が図られてきた。

右決議する。

衆議院外務委員会決議 女子差別撤廃条約に関する件

るため、女子差別撤廃条約批准後も左の事項につき誠実に努力すべきである。

一、あらゆる分野における男女平等を確保するため、ひきつづきいつそうの改善をはかること。

昭和六十年六月四日

政府は、男女平等のいつそうの促進をはかること。

一九八五・六・三現在

一、男女の定型化された役割にもとづく偏見及び慣習、その他あらゆる慣行等の撤廃のため、啓発、教育等により積極的に対応していくこと。

一、未批准の婦人関係 I L O 条約を、可及的すみやかに批准すること。

右決議する。

第一〇二回国会、日本社会党提出議案

内閣委員会

- 情報公開法案（梶山篤君外二名提出、参考提出、衆法第五号）

法務委員会

- 外国人登録法の一部を改正する法律案（稻葉誠一君外七名提出、第一百一回国会衆法第二二号）

大蔵委員会

- 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤茂君外十三名提出、第一百一回国会衆法第一〇号）
- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（伊藤茂君外十三名提出、第一百一回国会衆法第一一号）

商工委員会

- 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（木島喜兵衛君外二名提出、衆法第九号）
- 武器等の輸出の禁止等に関する法律案（後藤茂君外九名提出、第一百一回国会衆法第二三号）

文教委員会

- 学校教育法の一部を改正する法律案（佐藤謙君外二名提出、衆法第三号）
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（中西績介君外二名提出、衆法第四号）
- 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の

運輸委員会

標準に関する法律案（中西績介君外二名提出、衆法第五号）

●公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案（馬場昇君外二名提出、衆法第六号）

●児童生徒急増地域に係る公立の小学校中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（木島喜兵衛君外二名提出、衆法第八号）

●義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（木島喜兵衛君外二名提出、衆法第九号）

● 都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案（左近正男君外九名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

る特別措置法案（左近正男君外九名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

地域交通整備法案（小林恒人君外六名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

地域交通整備法案（小林恒人君外六名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（吉原米治君外六名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（吉原米治君外六名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

第一百一回国会衆法第二五号）

名提出、衆法第二二号）

水俣病問題総合調査法案（馬場昇君外二名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（岩垂寿喜男君外二名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

水俣病問題総合調査法案（馬場昇君外二名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（岩垂寿喜男君外二名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

社会労働委員会

名提出、衆法第二二号）

社会労働委員会

名提出、衆法第二二号）

雇用保険法の一部を改正する法律案（池端清一君代三名提出、衆法第一〇号）

名提出、衆法第二二号）

原子爆弾被爆者援護法案（森井忠良君外十四名提出、衆法第一五号）

名提出、衆法第二二号）

定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案（村山富市君外九名提出、衆法第一六号）

名提出、衆法第二二号）

職業安定法の一部を改正する法律案（多賀谷真穂君外五名提出、衆法第二一號）

名提出、衆法第二二号）

情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案（多賀谷真穂君外五

名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

公衆浴場法の一部を改正する法律案（糸久八重子君外二名提出、衆法第一九号）

名提出、衆法第二二号）

法第二二号）

● 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（寺田熊雄君外二名提出、衆法第一〇号）

名提出、衆法第二二号）

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（久保亘君外二名提出、衆法第一〇号）

名提出、衆法第二二号）

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（柏谷照美君外一名提出、衆法第一一号）

名提出、衆法第二二号）

農業労働法（日黒今朝次郎君外一名提出、衆法第五号）

名提出、衆法第二二号）

戦時災害援護法案（片山甚市君外五名提出、衆法第六号）

名提出、衆法第二二号）

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案（藤田高敏君外四名提出、衆法第一三号）

名提出、衆法第二二号）

農林水産委員会

名提出、衆法第二二号）

地域林業振興法案（島田琢郎君外八名提出、衆法第二〇号）

名提出、衆法第二二号）

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案（安井吉典君外八名提出、衆法第二八号）

名提出、衆法第二二号）

総合食糧管理法案（安井吉典君外八名提出、衆法第二九号）

名提出、衆法第二二号）

農民組合法案（安井吉典君外八名提出、衆法第三〇号）

名提出、衆法第二二号）

大木正義君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

大木正義君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

安木英輔君外二名提出、衆法第二二号）

名提出、衆法第二二号）

編集後記

このところ毎日毎日雨が降っています。

梅雨はうつとうしいとも思う。また同時に
雨にうたれた樹々の緑の輝きも風情があるし
雲間からときどき射しこむ陽の光りも美しい
と思う。

ところで、国会も終りに近づき、いよいよ東京都議選がはじまる。云うまでもなく、都議選は、東京都と云う一地域の問題だけではなくて、今後の政局の動向に大きな影響を与える選挙である。

誰れしも東京には五人か十人の親せき、知人、友人をもつてゐる。全国の仲間の皆さんが、この選挙期間中、気候の挨拶等もかねて、是非これらの人びとに便りを出し、わが党の候補を応援してもらいたいと思う。

ところで自民党は開会間際の国会に「**バイ防止法案**」なるものを提出し、その成立をはかるうとしている。

マス・コミは言論・出版・報道の自由等基本的人権を抑圧するものとして、一齊に反対する論陣を張つた。

この法案は僅か十四条の短い法案であるが一見しただけで、いかに危険なものであり、国民の生活と人権をふみにじるものであることがはつきりしている。

法案の大半は懲役五年とか十年とか、そして無期あるいは死刑と云つた条項で埋めつくされている。

しかも「国家機密」と云うものも、その対様がきわめてぼうばくとしており、広範囲におよんでいる。あるマス・コミは「これでは外交や防衛問題で機密でないものを探すのが一苦労だ」と云つてゐるが、その通りである。

云うなれば、何を「国家機密」とするか、何を「スパイ行為」と云うのか、その判断は政府の裁量にまかせられてゐると云う代物である。またあるマス・コミは「これでは、国民は政府の公表するもの以外に知ることができないようになる」とも云つてゐる。

委員長	編集委員会
細谷治嘉	讓
武部文	岡田利春
木島喜兵衛	佐藤観樹
島田琢郎	森井忠良
野坂浩賢	藤田高敏
竹田四郎	清水勇
安永英雄	浜本万三
大木正吾	矢田部理
久保亘	岩垂寿喜男
瀬尾忠博	船橋成幸
小林高摩三	沖崎利夫
佐間田勝美	渡辺博
林千里	度刃三郎
市山基	会計監査
長務事務局	兼事務局長

「政策資料」購読料のお知らせ

定価
一部 100円
送料 一部
年間購読料 四一〇〇円 (前納)
・送金は左記へお預けいたしま
・

又は
郵便振替 東京8-80821

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1985年7月1日発行
政策資料第226号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 鳴 崎 讓
発 行 日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
